

意見書を国の関係機関へ提出

今期定例会で可決された次の3つの意見書を国の関係機関へそれぞれ提出しました。

ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方公共団体は、可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、先の第183回国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、昭和56年度以前に建てられた建築物のうち、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積が一定規模以上のものについては、平成27年末を期限とし建築物の耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

よって、国は、温泉所在都市におけるホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の充実を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

津市議会

「地方税財源の充実確保」を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。